令和８年７月10日

# 令和８年度第４回
# 青森市農業委員会総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

１．開会年月日　　令和８年７月10日（金曜日）　午後１時30分
２．開会場所　　浪岡中央公民館　１階大ホール
３．閉会年月日　　令和８年７月10日（金曜日）　午後２時30分

４．議案

議案第16号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第17号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第18号　農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
議案第19号　農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
議案第20号　青森農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第21号　農作業標準労賃等に関するアンケートの実施について
報告第10号　農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出の受理について
報告第11号　農地法第18条第６項の規定による通知書の受理について

５．農業委員出席者の番号及び氏名

| | | |
|---|---|---|
| １番 秋　谷　　進 | ２番 安　部　浩　一 | ３番 一　戸　昭　憲 |
| ４番 大　柳　建　秀 | ５番 木　村　孝　芳 | ６番 工　藤　隆　志 |
| ８番 齊　藤　光　朗 | ９番 澤　田　今日一 | 10番 中　村　美喜雄 |
| 11番 成　田　貴　吉 | 12番 西　澤　清　光 | 13番 西　塚　　伸 |
| 14番 野　口　友　子 | 15番 福　士　修　身 | 16番 堀　内　俊　春 |
| 17番 三　上　紘　史 | 18番 安　田　昌　樹 | 19番 山　田　正　樹 |

６．農業委員欠席者の番号及び氏名

| | | |
|---|---|---|
| ７番 窪　寺　洋　志 | | |

７．農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

| | | |
|---|---|---|
| １番 千　島　　修 | ２番 赤　田　千　草 | ３番 福　士　博　人 |
| ６番 風　晴　繁　雄 | ７番 山　内　洋　一 | ８番 山　田　五　月 |
| ９番 川　村　富　子 | 10番 川　村　忠　則 | 11番 小　泉　作　郎 |
| 13番 石　川　正　光 | 15番 野　呂　正　幸 | 17番 猪　股　康　行 |
| 18番 出　町　鉄　昭 | 19番 細　川　隆　雄 | |

８．農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

| | | |
|---|---|---|
| ４番 工　藤　隆　正 | ５番 木　立　忠　徳 | 12番 金　井　直　也 |
| 14番 奈良岡　和　也 | 16番 石　村　英　康 | |

９．会議に従事した職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局局長 | 船橋　正明 | 事務局次長 | 白取　和子 |
| 事務局分室長 | 佐藤　保 | 主幹 | 相馬　康宏 |
| 主幹 | 古田　正之 | 主任 | 永井　新平 |
| 主査 | 菊池　亮 | | |

10．議事の概要

（開会、議事録署名、会期）

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議　長(福士修身会長)

それでは、ただいまから、令和８年度第４回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議　長(福士修身会長)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

17番三上紘史委員。19番山田正樹委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議　長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いいたします。

○議　長(福士修身会長)

引き続き会期を定めます。会期は、今日１日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議　長(福士修身会長)
　ご異議なしと認め、会期は今日１日と決定いたします。

○議　長(福士修身会長)
　ただいまより議案審議に入ります。
　議案第 16 号を議題とします。
　事務局、議案説明をお願いします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局
　所有権移転が 14 件、賃借権設定が５件、使用貸借権設定が２件の計 21 件となります。
　個別の内容につきましては、議案書の２ページから９ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。
　右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。
　申請事由としては、譲渡人については労力不足又は高齢、体調不良による規模縮小、農業経営の法人化、子への貸借のため、譲受人については新規就農、経営規模の拡大、会社との賃貸借、親との貸借のためいった理由となっております。
　これらはいずれも、農地法第３条第２項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付しているＡ３の資料「調査書」のとおりとなります。
　なお、新規就農者３件のうち、自家消費を主とした方の申請が３件ありましたので、営農計画書を資料として添付させていただいております。
　それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議　長(福士修身会長)
　それでは、６ページ目の賃借権設定 申請番号 76 番の審議を行うにあたり、堀内俊春委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（堀内俊春委員　退席）

○議　長(福士修身会長)
　これより当該申請について審議を行います。
　審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員
（意見なし）

○議　長（福士修身会長）
　当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議　長（福士修身会長）
　ご異議なしと認め、そのように決定します。
　堀内俊春委員を入場させてください。

（堀内俊春委員　入場）

○議　長（福士修身会長）
　これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
　審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議　長（福士修身会長）
　はい、秋谷委員。

○１番（秋谷進委員）
　１番、秋谷です。今さらこういうのを聞くのは恥ずかしいんですが、事務局の方にちょっとお尋ねします。広域認定農業者ってあります。広域認定農業者と認定農業者、何が違うんですか。ちょっとお知らせください。

○議　長（福士修身会長）
　はい、事務局説明お願いします。

○農業政策課
　農業政策課です。認定主体が各市町村にありますので私の方から回答したいと思うんですけども、広域認定農業者っていうのは市町村を跨いで農地を所有する認定農業者のことで、県が認定してくれるものとなっております。以上です。

○１番（秋谷進委員）
　市町村を跨いで。

○農業政策課
　はい、市町村を跨いで農地を持っている。経営農地がある認定農業者です。

○１番（秋谷進委員）
　認定農業は市町村長さんが認定するだけですか。

○農業政策課
　はい、認定農業者は基本、市町村長が認定するんですけども、市町村を跨いで広域で農業経営されている方については県の方が認定する。あと、都道府県を跨いでいる場合は国が認定する形になっております。

○１番（秋谷進委員）
　はい、わかりました。ありがとうございます。

○議　長（福士修身会長）
　他に質問、意見ございませんか。

○各委員
（意見なし）

○議　長（福士修身会長）
　本案について、ご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議　長（福士修身会長）
　ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議　長（福士修身会長）
　次に、議案第 17 号を議題とします。
　事務局、議案説明をお願いします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした農地法第５条の許可申請が２件あり、内訳は所有権移転が１件、賃借権設定が１件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第 17 号　関係資料①」と記載している資料をご覧ください。

申請番号６番、案内略図は①、申請筆は１筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

２ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面２ページ目が許可申請書、３ページ目が案内図、４ページ目が法務局の地図、５ページ目が位置図、６ページ目が土地利用計画図、７ページ目が農地転用計画書、８ページから 13 ページ目までが土地登記簿、14 ページ目が商業登記簿、15 ページ目が地域計画変更通知、16 ページ目が盛土規制法の協議結果となっています。

１ページ目に戻っていただきまして、農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、当該農地は、支所機能を有する荒川情報コーナーから概ね 300m以内に位置するため、第３種農地と判断されます。

第３種農地の転用は、原則許可することができるため、立地基準上は転用許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、問題ないものと考えております。

続いて「議案第 17 号　関係資料②」と記載された資料をご覧ください。

本案件は、令和７年７月総会で審議いただき、同年８月 20 日付けで県知事許可となった、所有権移転を伴う５条転用案件となった農地でしたが、当事者間の条件に折り合いがつかなくなったことから、令和８年２月 28 日に許可取消願があり、同年３月 26 日に県知事許可取消しとなったものですが、この度、新たな転用予定者との間で、ほぼ同様の転用目的となりますが、改めて賃貸借による５条転用申請を行うとのことで、審議いただくこととなります。

申請番号７番、案内略図は②、申請地は１筆、賃借人、賃貸人及び転用目的は記載のとおりです。

２ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面２ページ目が許可申請書、３ページ、４ページ目が位置図、５ページ目が法務局の地図、６ページ目が土地利用計画平面図、７ページ目が農地転用計画書、８ページ、９ページ目が土地登記簿、10 ページ目から 11 ページ目が商業登記簿、12 ページ目が土地選定経緯書、13 ページ目が盛土規制法の協議結果となっています。

１ページ目に戻っていただきまして、農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、甲種農地、第１種農地、第２種農地、第３種農地のいずれの要件をも満たさない「その

他の農地」と判断され、その許可基準は第２種農地と同様とされています。
　第２種農地の転用は、周辺のほかの土地で事業目的を達成できると認められる場合は原則として許可できませんが、当該申請は申請者が駐車場及び資材置場として使用することを目的とした転用であり、周辺にある非農地及び第３種農地についても検討したものの、ほかに事業目的に供する土地がなかったことから、第２種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。
　次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等精査いたしまして、問題ないものと考えております。

○議　長（福士修身会長）
　これより当該申請について審議を行います。
　審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議　長（福士修身会長）
　はい、木村委員。

○５番（木村孝芳委員）
　10 ページの７番、現地を見たんですけども。

○議　長（福士修身会長）
　何番ですか。

○５番（木村孝芳委員）
　10 ページの７番ですね。現地も見たんですけども、現況地目雑種地なんでしょ。今すでに。

○議　長（福士修身会長）
　はい、事務局どうぞ。

○事務局
　登記地目等は、売買があったと同時に雑種地に当初の転用目的の通り直したものですが、取り消しがあった段階で台帳上は農地に戻らせずにはいられませんので、農地台帳には農地として登録していると。法務局の登記の方は、ご自身で申請するのでこちらで直すものではございませんので、まだ雑種地のままとなっておりまして。確かに、木村委員の仰る通り、これからこの転用が許可になれば地目の方は必然的に雑種地になりますので、そのまま処理していこうなというところでございまして、この申請をお受けしております。

○５番（木村孝芳委員）
　法務局の登記機関が目で見てるんですよ。登記法 37 条ですよ。わかります。雑種地になった段階で本人は民民の売買できる訳ですよ。売買も貸し借りもできるんですよ。現場見た時に私喋ったはずですよ。これ、法務局が雑種地になったことが無効なのかどうか聞いておけって喋ったんですよ。聞きましたか。

○事務局
　法務局の登記機関に確認しましたところ、今回のケースで聞くと、農地転用の許可をもって地目を田から雑種地に変更したということになっているんですけども、取り消しとなっても現状が雑種地に近ければ法務局で現況を確認した段階では地目の変更をしなくも良いのではないかとグレーな回答をいただいておりました。してもしなくてもいうことでございました。

○５番（木村孝芳委員）
　一般的なっていう訳じゃないんだけど、これ畑にできるんですか。

○事務局
　かなり力技になるかもしれませんけども、建物建ってる訳ではないので耕作に戻すことは不可能ではないとは思っております。

○５番（木村孝芳委員）
　そしたら、その不可能じゃないのをやらせればいいんじゃないですか。

○事務局
　ただ、売買の段階に現状復帰している訳ですから、それ以上の畑に戻すっていうのは、転用ということもありますので、どうなのかなということはございます。

○５番（木村孝芳委員）
　農地台帳っていうのは先も喋ったけれども、農水省の条例なんでしょ。条例で決まってるんでしょ。

○事務局
　はい。

○５番（木村孝芳委員）
　条例っていうのは役人を縛る法律なんですよ。わかります。

○事務局
　はい。なので、我々はそれに従って農地に戻しています。

○５番（木村孝芳委員）
　だから、この申請者は一般の国民なんですよ。雑種地になった段階で農業委員会にはかる理由がないんですよ。

○事務局
　一応、許可権者である県庁の方に確認させていただきまして、その上でこういう指導を再度改めて履歴を残すという意味でも、再度許可を取っていただきたいということで指導受けております。

○５番（木村孝芳委員）
だから、不動産登記の 37 条は無効なのかっていうことを聞きたいんですよ。

○事務局
　登記は正常となります。ただ、必ずやられている方とやられてない方がいるのは皆さんご存じかとは思いますけども、転用が終わったからといって、必ず直している方と直していない方といますので、そこは申請者の責任の下やるべきものと考えております。あくまで、我々は台帳上の管理として、台帳が一旦許可取り消しとなった以上は農地として戻さずにはいられませんので、その上で申請があったものに関しては転用許可の申請を受け付けております。そこに関しては、許可権者である県庁にから指導を受けて、その手続きの流れに沿って今回審議させていただいております。

○５番（木村孝芳委員）
　一般国民は、雑種地になった段階で農業委員会は無関係でしょ。わかります。喋ってる意味。

○事務局
　登記は登記の話で。これは農地法の話として。

○５番（木村孝芳委員）
　農地法の第何条に書いてあるんだよ。嘘だよ。

○事務局
　転用の許可を取り消した場合の話だとは思うんですけども。

○５番（木村孝芳委員）
　登記は無効になっているのか。

○事務局
　登記の話は記載ないです。

○５番（木村孝芳委員）
　登記法 37 条と農地法がかち合った場合どうなるの。

○事務局
　あくまで、我々農業委員会で農地の転用を審議していく中では不動産登記法については出てきていないです。

○５番（木村孝芳委員）
　だから、これは農業委員会に諮らなくてもいいんだよ。

○事務局
　ちょっと木村委員と意見が錯綜しているところなんですけども、今回委員の皆様にちょっとご確認というか意見をお聞きしたいんですけども、一応我々農業委員会としては農地台帳には一旦許可を出した、許可を出すと農地台帳から外れるんですけども、そこで許可の取り消しがなされた場合は農地台帳に戻す訳なんですけども、そうすると本来であれば審議にまた戻るんですけども、合わせて木村委員が仰りたいのは、登記が雑種地になってしまった。これによって雑種地として所有者は認識しているので、審議がいらないんじゃないかというお話をされているんですけども、一応登記法の法律と農地法の齟齬が今生じているので、許可権者である県に相談したところ、農地法上は審議していただきたいとお話をいただいておりました。今回、審議する、しないという話も含めて、委員の方にちょっと何かご意見あれば、もしくは賛成反対がれば。

○５番（木村孝芳委員）
　農政課に聞きますけども、ここ農用地なんですか。

○農業政策課
　私の手元に議案書がないので、どの土地の話を言っているのかが、ちょっと。

○事務局
　農振は外れております。

○５番（木村孝芳委員）
　農振外す時に私の家に農業政策課とあなたが来たんだよ。私は反対だけどできないって言ってたんだよ。

○議　長（福士修身会長）
　木村さん、ちょっと時間も押していますので、事務局にお任せできませんか。

○５番（木村孝芳委員）
　できないですね。

○議　長（福士修身会長）
　一旦、休憩いたします。

○議　長（福士修身会長）
　会議再開をいたします。
　事務局の方で簡単に説明してください。

○事務局
　一旦ですね、こちら令和７年の７月に審議いただいて、８月に許可になった案件なんですけども、令和８年の２月に許可の取り消し願い、本人からの強いご希望ありまして県知事許可も取り消しになったのが、同じく３月になります。その後ですね、登記の地目の方は雑種地に変わったんですけども、本人の方は改めて借りる方を探していた状態。今回、新たに借りたいという方が見つかりましたので申請をするということで、その際改めて、県の方に必要なんでしょうか、という相談をしたところ、回答いただきまして、「農地と判断しているので必要」という話をいただきました。我々も、農地台帳管理する立場から一旦許可を取り下げたものに関して農地として復活せざるを得ないところもありましたので、一旦今の段階で農地台帳に載っている状態になります。
　そして改めて、今回の審議で意見を求めて、県の方に意見があるかないかというところを確認したいなと思っていたんですけれども、木村委員から登記簿上と農地台帳上の差異があるので申請自体が必要無いんじゃないかというお話がございましたので、こちらとしては必要だと考えておりますので審議に上げたところでございますが、委員の皆さんから何かご意見とか何かございましたら。

○議　長(福士修身会長)
　今、事務局の方で説明していただきましたが他にご意見ある方。
　それでは、木村委員は反対ってことですよね。

○５番（木村孝芳委員）
　そもそも、雑種地であればこの人が勝手にできる訳ですよ。

○議　長(福士修身会長)
　ですから、今事務局が説明したように県に問い合わせしたところ、こういう風になってくださいと指導を受けたということでしたので。

○５番（木村孝芳委員）
　だから、意見を示したんでしょ。
　我々は一応公務員なんですよ。本日法令に基づいて仕事しているんですよ。
　法律上、異議があったり、根拠がないものには審議できないんですよ。

○事務局
　農地法の第 52 条の２。台帳の作成という法律がございます。こちらで、適正に管理しなさいということになっていますので、これに沿って我々農業委員会は台帳を整理しております。

○５番（木村孝芳委員）
　農地台帳はなんで決まっているんですか。なんの根拠で決まってるんですか。

○事務局
　農地法だと思います。

○５番（木村孝芳委員）
　どこに書いてるんですか。

○事務局
　第 52 条です。農地台帳の作成。

○５番（木村孝芳委員）
　農地台帳の細かいことは何で決まってるんですか。

○事務局
　記載内容の話でよろしいですか。

○５番（木村孝芳委員）
　農地台帳って何に根拠あるの。

○事務局
　農地所有者の氏名、名称及び住所、その農地の所在地、地番、地目、面積、その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されてる場合にあっては、これらの権利の種類及びその存続期間にこれらの権利を有するものの氏名、名称及び住所並びに賃借等の額、その他農林水産省が定める事項となっています。

○５番（木村孝芳委員）
　今喋ったことは法律に書いてないんでしょ。

○事務局
　法律に書いてあります。
　農地法 52 条、農地台帳の作成。

○５番（木村孝芳委員）
　52 条の２に書いてあることか。農地台帳は条例で決まってる。

○事務局
　その他の省令。

○５番（木村孝芳委員）
　そうだ。

○事務局
　今言っていることは、基本的には賃借とかの状況はここに書きなさいってなってるんです。

○５番（木村孝芳委員）
　それで仮に雑種地になってる場合書くのは。

○事務局
　雑種地になれば台帳から降ろします。

○５番（木村孝芳委員）
　そうでしょ。

○事務局
　雑種地になれば降ろします。それは、取り消しの届出があったので戻しました。

○５番（木村孝芳委員）
　雑種地になった時点で関係ないでしょ。

○８番（齊藤光朗委員）
　議長。木村さんが納得してない状態でそれでいいと思うんで議事を進行した方がいいと思います。

○議　長（福士修身会長）
　はい、わかりました。

○議　長（福士修身会長）
　それでは、議案第 17 号の７番許可する方は挙手お願いします。

○各委員
　（賛成挙手）

○議　長（福士修身会長）
　はい、ありがとうございました。賛成多数でございます。許可することで県知事へ送付することに決定いたします。

○議　長（福士修身会長）
　それから、６番についてご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議　長（福士修身会長）
　許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○議　長(福士修身会長)
　次に、議案第 18 号を議題とします。
　事務局、議案説明をお願いします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局
　本案の農用地利用集積等促進計画は、所有権移転が合計 13 件で、個別の内容につきましては、11 ページから 15 ページに記載しております。
　本案は、農業経営基盤強化促進法第７条農地中間管理機構の事業の特例である「農地売買等事業」であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件を満たしており、同法第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものです。
　それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議　長(福士修身会長)
　これより、本案について審議を行います。
　審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員
（意見なし）

○議　長(福士修身会長)
　それでは、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議　長(福士修身会長)
　ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議　長(福士修身会長)
　次に、議案第 19 号を議題とします。
　事務局、議案説明をお願いします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局
　本案の農用地利用集積等促進計画（案）は、利用権設定が合計２件で、個別の内容につきましては、16 ページに記載しております。
　これら農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の各号を満たしていると判断しております。
　なお、本議案につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積等促進計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものです。
　それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議　長(福士修身会長)
　これより、本案について審議を行います。
　審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員
（意見なし）

○議　長(福士修身会長)
　それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議　長(福士修身会長)
　ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議　長(福士修身会長)
　次に、議案第 20 号を議題とします。
　事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局
　本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議　長(福士修身会長)

それでは、青森農業振興地域整備計画の変更案について、説明をお願いいたします。

○農業政策課（齊藤主査）

農業政策課の斎藤と申します。座って説明させていただきます。

議案第 20 号の関係資料の方御覧ください。１ページ目です。こちらの方が、簡単に言いますと審査表になります。農振圃場の農地から農業用施設用地に変わる用途変更になります。除外とかそういったものではなくて、用途の変更になります。

申出者は、瀬戸子神田の●●●●さんです。

申出地は瀬戸子字神田●●、●●で合計 2,939 ㎡になります。

申出の理由は、精米所の建設になります。

整備計画の変更を認めた理由ですが、精米所の必要性や適応性、申出地の選定に係る合理性などが認められること。また、申出地の位置や周辺の土地利用状況などから、今後も長期にわたり農用地として利用を確保するべき土地であること。以上から、農業振興地域計画の変更は必要と判断されました。用途変更を判断した理由ですが、当該申出地は 2,939 ㎡で、変更面積が１ha 未満であり、申出者の農業経営の効率化のため必要な農業用施設であり、法第３条第４号に掲げる土地として用途を指定すべきと判断しました。

続いて２ページ目です。整備計画の変更案なんですけども、こちら変更部分のみ抜粋しております。真ん中にある表の瀬戸子のところが奥内地区になっておりまして、農地が 0.3ha 減りまして、黒く網掛けしてある部分の農業用施設用地、こちらの方が 0.3ha 増えるということになります。

実際には農用地の面積は変わらないんですけども、農地から農業用施設用地に変わったということになります。

続いて、３ページ目になります。こちらの方は先程も説明しましたけども、瀬戸子神田●●、●●の地目、畑から農業用施設用地に変更になるということになります。

続いて、４ページ目です。こちらの方が土地利用計画の地図になります。場所が瀬戸子神田、瀬戸子のグランドの近くになっております。赤い部分が農業用施設用地で精米所を建てる場所になります。あとは、現況の写真になっております。続いて５ページ目です。こちらの方が、土地の利用計画図になります。以上でございます。

○議　長(福士修身会長)

ただいま農業政策課から説明がありましたが、今回の農業振興地域整備計画が変更となった場合の農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局
　それでは、説明いたします。
　右上に「議案第 20 号関係参考資料」と記載された資料をご覧ください。
　農地転用の許可基準からみた判断ですが、申請地は農振法第８条第１項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農業用施設用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、農用地区域内農地と判断しております。
　農用地区域内農地であるため、農地転用は原則不許可ですが、不許可の例外事由の一つに、「農用地利用計画において指定された用途に供する場合」という基準があり、本案件は農用地利用計画において、農業用施設用地に指定された農地を農業用施設として利用するものであるため、農用地区域内農地の不許可の例外に該当し、許可できるものと判断しております。
　次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、問題ないものと考えております。
　説明は以上です。

○議　長(福士修身会長)
　ただいまの農業政策課及び事務局の説明内容について、質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員
（意見なし）

○議　長(福士修身会長)
　それでは、地域計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議　長(福士修身会長)
　ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議　長(福士修身会長)
　次に、議案第 21 号を議題とします。
　事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局
　それでは事務局より内容について説明させていただきます。
　農作業標準労賃等に関するアンケートについて毎年実施させていただいているのですけれども、今年度も実施するということで実施の方法等についてご審議いただきたいと思います。
　では、内容について要点だけ説明させていただきます。
　資料は議案第 21 号の別添資料１をご覧ください。
　農作業標準労賃等に関するアンケートの実施について（案）というものになります。実施方法については昨年と同様の実施案となっております。
　アンケート対象者は、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様 38 名及び、青森市認定農業者協会会員の皆様 57 経営体となり、昨年度と同じ、合計 95 名の方々をアンケートの対象としております。
　アンケートの発送は８月上旬に行います。回答締め切りは、認定農業者協会の皆様は８月 31 日締め切りです。委員の皆様は昨年度同様、９月の総会までに提出をお願いいたします。
　アンケートの内容は、別添資料の２からになります。こちら青森地区および浪岡地区で分けております。委員の皆様向けのものと認定農業者向けのものは締め切り日が異なりますので、青森地区２種類、浪岡地区２種類の計４種類となっております。説明は以上です。

○議　長（福士修身会長）
　これより、本案について審議します。
　質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員
（意見なし）

○議　長（福士修身会長）
　それでは、今年度の当該アンケートの実施について、ご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議　長（福士修身会長）
　ご異議なしと認め、議案のとおり実施することを決定いたします。

○議　長（福士修身会長）
　次に、報告第 10 号を議題とします。
　事務局説明願います。

○事務局
　本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が３件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議　長(福士修身会長)
　事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
（了承）

○議　長(福士修身会長)
　次に、報告第 11 号を議題とします。
　事務局説明願います。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局
本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が２件となっております。

○議　長(福士修身会長)
　事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○事務局
（了承）

○議　長(福士修身会長)
　その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○各委員
（なし）

○議　長(福士修身会長)
　ほかに事務局から何かありますか。

○事務局

・令和８年度東青地区の農業委員会大会及び研修会の開催について

・友好会主催の視察研修について

○事務局

次回の月例総会は、８月 10 日（月）午後１時 30 分から、場所は「柳川庁舎２階大会議室」での開催となります。お間違いないよう、よろしくお願いします。

○議　長（福士修身会長）

これをもちまして、令和８年度第４回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。